

国民健康保険税について

令和8年度分から子ども子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援納付金分が課税されます。

国保税は、次の表の1から13までの合計額となり、各世帯の世帯主に課税されます。

国保税の所得割は前年の所得に基づき計算します。未申告の場合は、国民健康保険税の適正な計算や軽減制度の適用が正しくされないこととなりますので、所得の申告は必ず行いましょう。

※所得が無い場合も、町の税務課で住民税申告をしなければ未申告扱いとなります。

区 分		算定税率・単価	賦課限度額
医療分	1 所得割（所得に対して）	7.50%	670,000円
	2 均等割（一人あたり）	31,000円	
	3 平等割（一世帯あたり）	22,000円	
	※1 特定世帯	11,000円	
	※2 特定継続世帯	16,500円	
後期高齢者 支援分	4 所得割（所得に対して）	3.20%	260,000円
	5 均等割（一人あたり）	13,000円	
	6 平等割（一世帯あたり）	9,000円	
	※1 特定世帯	4,500円	
	※2 特定継続世帯	6,750円	
介護分 〔40～64歳 の人〕	7 所得割（所得に対して）	2.00%	170,000円
	8 均等割（一人あたり）	12,100円	
	9 平等割（一世帯あたり）	6,800円	
子ども・ 子育て支援 納付金分	10 所得割（所得に対して）	0.24%	30,000円
	11 均等割（一人あたり）	1,000円	
	12 均等割※3（18歳以上一人あたり）	50円	
	13 平等割（一世帯あたり）	600円	

※1 特定世帯とは、世帯内の国保加入者が高齢者医療保険に移行したことにより、単身世帯（国保加入者が1人の世帯）になった世帯のことを言います。1～5年目まで特定世帯、6～8年目まで特定継続世帯といい、医療分と後期支援分の平等割の負担額が変わります。

※2 世帯に未就学児がいる場合、未就学児が均等割保険税（上衣の2、5、8、11）について2万が減額されます。

※3 18歳未満の被保険者は全額軽減されます。

◎軽減（減額世帯）について

7割軽減世帯	世帯の総所得額※1が 430,000円 + (100,000円 × (給与所得者等の数※3 - 1)) 以下
5割軽減世帯	世帯の総所得額※1が 430,000円 + (310,000円 × 被保険者数等※2) + (100,000円 × (給与所得者等の数※3 - 1)) 以下
2割軽減世帯	世帯の総所得額※1が 430,000円 + (570,000円 × 被保険者数等※2) + (100,000円 × (給与所得者等の数※3 - 1)) 以下

※1 総所得額とは、世帯主、国保加入者、国保から後期高齢者に移行した旧加入者の所得の合計です。（国保税の所得割を計算する所得とは違い、軽減世帯の判定だけに使用します）

※2 被保険者数等とは、国保加入者と国保から後期高齢者に移行した旧加入者の合計数です。

※3 給与所得者等の数とは、下記に該当する者の合計数です。

- ・給与等の収入が55万円を超える者。
- ・65歳未満で公的年金等の収入額が60万円を超える者。
- ・65歳以上で公的年金等の収入額が110万円を超える者。

※但し東北町国民健康保険税条例 附則第9項の改正により特例として当分の間125万円とする。

世帯の総所得額が上記の表の金額を下回る場合、下記の表の減額を受けることが出来ます。

区分		均等割	平等割	特定世帯	特定（継続）世帯
7割 軽減 世帯	医 療 分	21,700円	15,400円	7,700円	11,550円
	後期高齢者支援分	9,100円	6,300円	3,150円	4,725円
	介 護 分	8,470円	4,760円		
5割 軽減 世帯	医 療 分	15,500円	11,000円	5,500円	8,250円
	後期高齢者支援分	6,500円	4,500円	2,250円	3,375円
	介 護 分	6,050円	3,400円		
2割 軽減 世帯	医 療 分	6,200円	4,400円	2,200円	3,300円
	後期高齢者支援分	2,600円	1,800円	900円	1,350円
	介 護 分	2,420円	1,360円		

裏面に続く

◎非自発的失業者の保険税の軽減について

会社の倒産、解雇、雇い止めなどの理由で離職された人で、次の条件に当てはまる人は前年の給与所得を30/100で、国保税を計算します。

- ・失業時点で65歳未満の人。
 - ・雇用保険の特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人）や、高年齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人）に当てはまらない人。
- ※軽減を受けるためには、申請が必要です。詳しくは国保担当係にお問い合わせください。

● 年度途中で40歳になる人の保険税

年度途中で40歳になる人は、介護保険の第2号被保険者となり、40歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）分から介護分を含めた国保税を納めることになりますので、後ほど変更となった納税通知書を送付します。

- （例） 9月1日に40歳になる人 → 8月分から介護分を含めた金額となります。
9月2日に40歳になる人 → 9月分から介護分を含めた金額となります。

● 年度途中で75歳になる人の保険税

年度途中で75歳になる人は後期高齢者医療制度へ移行するため、最初の納付書から4月1日より75歳になる月の前月までの分で国保税が計算されています。

あなたの国保税が国保を支えています。

国民健康保険は、私たちが病気やケガをしたとき安心して病院にかかれるよう、加入者がお互いに保険税を出し合い、助け合う制度です。

この制度は、みなさんの協力理解があってはじめて健全に運営されるものです。保険税の納付に、みなさんのご理解をお願いします。

国保税の納付には口座振替が便利です。

口座振替のメリット

- ① 国保税支払のために金融機関に行く手間が省けます。
- ② 支払い忘れがありません。

○申込みに必要なもの

- ・通帳
- ・届出印（銀行印）

- 口座振替の申込みは下記の金融機関で行うことができます。

青森みちのく銀行（本店・支店） 青い森信用金庫（十和田営業所）
青森県信用組合（上北町支店、七戸支店） ゆうき青森農業協同組合（本所・支所）
十和田おいらせ農業協同組合（上北支店、七戸支店） ゆうちょ銀行

★ コンビニ、スマホでの納付が可能です。

納付方法

①コンビニ納付

納付書を切り取らずに、レジカウンターに提出して納付します。

②スマホ納付

スマホアプリで納付書のバーコードを読み取り、請求書払いで決済手続きをしてください。

お問い合わせ先

東北町役場本庁舎 町民課 国民健康保険係

0176-56-3111(代表) 内線146,147